

記者発表資料
令和6年6月25日
四国地方整備局

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業者名	住所
株式会社砂田建設	愛媛県南宇和郡愛南町緑丙191

2. 指名停止措置期間

令和6年6月25日 から 令和6年7月8日 まで（2週間）

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

令和5年9月8日、愛媛県発注の河川地震防災強化対策工事の現場において、作業員が旋回中のクレーンの吊り荷の大型土嚢と接触し、河川内に転落して死亡する事故が発生した。この事故に関し、(株)砂田建設の取締役は、同クレーンの操作業務の従事者として業務上必要な注意を怠ったとして、令和6年3月22日、業務上過失致死の罪で愛南簡易裁判所から罰金の略式命令を受け、その刑が確定した。

5. 指名停止措置理由

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第8号に該当する。

指名停止措置要領別表第1

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33 TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

総務部契約課長 山本 隆 (内線2511)

○総務部契約課建設専門官 森崎 貴司 (内線2512)